

次期教育情報システム基本設計業務委託 仕様書

令和6年4月

佐賀県教育委員会事務局
教育DX推進グループ

目次

第 1 章 総論	3
1.1 本業務の背景	3
1.2 本業務の目的	3
1.3 用語の定義	3
第 2 章 本業務の概要	5
2.1 契約方法	5
2.2 履行期間	5
2.3 本業務の範囲	5
2.4 事業スケジュール	5
第 3 章 現行の業務及びシステムの状況	6
3.1 現行システムの状況	6
第 4 章 次期システムが目指す姿	9
4.1 佐賀県の教育DXプロジェクト	9
4.2 国の動き・方向性	10
4.3 次期システムのコンセプト	11
第 5 章 委託業務詳細	15
5.1 システム要件定義	15
5.2 基本設計	17
5.3 その他委託業務	18
5.4 本業務において特に注力する項目	19
第 6 章 本業務の遂行に関する要件	22
6.1 プロジェクト管理	22
6.2 プロジェクト体制及び要因に関する要件	22
6.3 打合せ・報告に関する要件	23
6.4 成果報告	23
6.5 本委託業務の納品物	23
第 7 章 提案書作成要領	25
7.1 提案書に関する要求事項	25
7.2 提案書の構成及び記載事項	25
7.3 プレゼンテーションについて	26
第 8 章 その他	27
8.1 業務の再委託	27
8.2 知的財産権の帰属等	27
8.3 機密保持	27
8.4 情報セキュリティに関する受託者の責任	27
8.5 履行内容の不適合に係る担保責任	28
8.6 法令等の遵守	28
8.7 応札条件	28
8.8 その他	28

第1章 総論

1.1 本業務の背景

佐賀県では、教職員の業務効率化及び負担軽減を目的とした校務支援システムを平成24年度から導入している。

現在は平成30年に整備したシステムである「教育情報システム」が稼働しているが、当該システムは令和8年度末で利用期限となるため、令和6年度から3年間で後継となるシステム（以下、「次期システム」という。）の検討及び整備を行うこととしている。

また、県では、Society5.0時代を見据え、目指す学びの姿として「誰もが いつでも どこでも 誰とでも 自分らしく 学ぶことができる 子ども主体の学び」を掲げており、その実現に向けて「教育DXプロジェクト」を進めている。

次期システムは、この将来像を実現するための大きな役割を担うものと県は位置づけているところである。

1.2 本業務の目的

本業務は、令和8年で利用期限となる教育情報システム及び周辺インフラ（ネットワーク、セキュリティ等）の更新を行うための基本設計業務を委託するものである。

また、佐賀県が掲げる教育ビジョンである「子どもの主体的な学び」「教職員の働き方改革」の実現を目指す。

1.3 用語の定義

1.3.1 佐賀県教育ネットワーク

佐賀県内の佐賀県立学校46校を結ぶWAN及び県立学校内のLAN並びに教育情報システム、インターネット回線等を含めたネットワーク全体の総称をいう。なお、市町教育委員会20市町立小中学校においても、自治体毎で一部機能を利用中。

1.3.2 校内LAN

佐賀県内の佐賀県立学校46校において、各学校の校務に用いる情報端末及び教職員や児童生徒が利用する学習指導・学習活動のための情報端末等が接続、情報通信技術を効果的に活用した学校教育と学校運営を実現する学校情報化の基盤をいう。令和4年度に全県立学校の全普通教室の無線アクセスポイント及び学習用パソコン等のWi-Fi機器に対応した校内LANを再構築、運用をしている。校内LANは校務系、事務系、公開系、学習系、公衆無線LAN系、サーバ系、LG-WAN系のセグメントに分けて運用をしている。

(1) 校務系ネットワーク

教職員は1人1台の校務（事務）用PCが配布され、校内LANに有線・無線で接続して利用している。校務（事務）用PCでは、教職員が仮想デスクトップ（VDI）を使用して生徒の成績処理や出欠等の生徒に関するデータを取り扱うために使用される。

(2) 事務系ネットワーク

教職員が校務（事務）用PCを利用して、学校行事・スケジュール、文書管理等教職員に関するデー

タを取り扱うために使用される。

(3) 公関係ネットワーク

教職員が校務（事務）用PCで、仮想デスクトップ（VDI）を使用して緊急連絡網、学校HP、インターネット閲覧等インターネットに接続するために使用される。

(4) 学習系ネットワーク

教職員及び生徒は授業等で学習用PC（タブレット型PC）を活用する際、無線LANを使用して校内学習用ファイルサーバやフィルタリング機能を通じインターネット等を活用している。また、全普通教室と一部の特別教室には学習系ネットワークに接続された電子黒板が整備。

(5) 公衆無線LAN系ネットワーク

（1.3.5で説明 通常は機能を無効化）

(6) サーバ系ネットワーク

各校に設置されている学習系及び管理系に関するサーバネットワーク

(7) LG-WAN系ネットワーク

各県立校に設置されている学校の管理職（校長・教頭等）及び事務職員が知事部局から配布されている行政用のネットワークPCで行政事務（財務、給与、予算、議会、知事部局又は教育委員会の各所属と行政に関する内容をやりとりする等）をするためのネットワーク。

なお、事務職員は、現状、ネットワークPCのみで業務を遂行している。

1.3.3 佐賀県公共ネットワーク

本庁、佐賀県立学校、現地機関、警察庁舎、市町及び消防本部（局）を結ぶワイド・エリア・ネットワークであり、平成14・15年度に整備した佐賀県高度情報通信基幹網（バックボーン）及び令和3年度に整備（更新）したネットワークをいう。

1.3.4 教育情報システム

佐賀県立学校の職員及び児童生徒が利用するシステムとして、平成30年度に再構築を行い、令和元年度に運用している。校務管理、事務系管理の機能を主体として複数の機能を有した統合システムである。また、市町教育委員会（学校含む）は佐賀県公共ネットワーク、もしくはインターネットを経由して佐賀県教育ネットワークに接続することにより、全ての機能を利用することができる。なお、学校ホームページ等の一部機能については、上記に関わらず全市町（学校含む）で利用が可能である。

1.3.5 公衆無線LAN

公衆無線LANは、無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスのことを指し、災害時に学校が一般県民の避難場所となった場合に、避難してきた県民がインターネットに接続可能な環境を提供することを主目的としている。

1.3.6 教職員マネジメントシステム

公立学校教職員に係る労務及び人事管理機能を持つシステム群の総称。

第2章 本業務の概要

2.1 契約方法

総合評価一般競争入札

2.2 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日

2.3 本業務の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。なお、各業務の詳細については、第5章に記述する。

(1) システム要件定義

関係者へのヒアリング等を実施し、現状の把握と課題の分析を行い、システムに必要な機能や要件を定義すること。

また、要件定義書を取りまとめること。

(2) 基本設計

要件定義の成果をもとに、次期システムの基本設計を行うこと。

また、検討結果として基本設計書を取りまとめること。

(3) ステークホルダへのヒアリング

県教育員会の各所属、県立学校(事務室を含む)や市町教育委員会等へのヒアリングを行い、現行システムの課題や次期システムへの要望を整理する。また、国の動向や業界の動向について情報を収集する。

(4) 製品選定

校務支援システムやゼロトラストソリューション等について、メーカーからのプレゼンテーションやデモ環境を手配し、県及び教職員が評価・選定を行う場を設定すること。

(5) ネットワークアセスメント

県立学校のネットワーク(校内LAN、ローカルブレイクアウト回線等)についてアセスメントを実施し、現状の分析と応急策の実施、改善策提案をすること。

2.4 事業スケジュール

事業スケジュールは以下のとおりとする。

事業スケジュール	令和6年(2024年)									令和7年(2025年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約			★									
業務実施計画策定			▶									
要件定義			▶									
中間報告					▶							
基本設計					▶							
県立学校・市町教委ヒアリング			▶ 1回目			▶ 2回目						
ネットワークアセスメント			▶									
校務支援システム等選定				▶								
最終報告									▶			
納品物提出									▶			

第3章 現行の業務及びシステムの状況

3.1 現行システムの状況

3.1.1 教育情報システムの概要

現在稼働している教育情報システムは、教職員が利用するシステムとして平成30年度に構築し、令和2年度から本運用しているものである。

同システムは、教職員にそれぞれ固有のIDを付与し、ブラウザからログオンして使用するウェブシステムで校務系機能や学習系機能を主体として複数の機能を有した統合システムとなっており、佐賀県教育ネットワーク上のデータセンタに配置されている。

また、同システムは県立学校のほか市町立学校、教育委員会等が使用しており、県立学校は、各校に整備している校内LANを介してシステムへ接続しているが、市町立学校は公共ネットワーク接続とインターネット接続のいずれかの方法でシステムを利用している。

なお、市町の同システム利用には濃淡があり、独自に校務支援システムを整備している場合もある。

教職員は、生徒に係る校務を教育情報システムの校務機能を利用して処理しており、生徒の出席状況や時数管理等の日毎業務や、成績表（通知表、指導要録 等）の学期毎業務、考査や入学、卒業、新旧、クラス替え等の年度毎業務を実施する。その他、学校ホームページの作成・公開・管理やスクールニュース（保護者への緊急情報配信）、学校行事の管理、教育委員会や学校間での文書の送受信等の生徒に関わらない業務（事務的な業務）も行っている。

加えて、教育委員会の他所属のシステム（保健、サービス及び出退勤 等）や知事部局のシステム（旅費等）やその他外部システム（感染症管理 等）も教育情報システムを経由して利用している。

県立学校の教員は、校務用PCのほかに学習用PCを割り当てられている。教職員は校務系の機能を利用する場合とは別に付与された固有のIDで学習用PCにログインし、学習系機能を利用している。

3.1.2 教育情報システムの構成

教育情報システムの各サーバはデータセンタの仮想基盤上に構成されている。教育情報システムのシステム概要図は以下のとおりである。

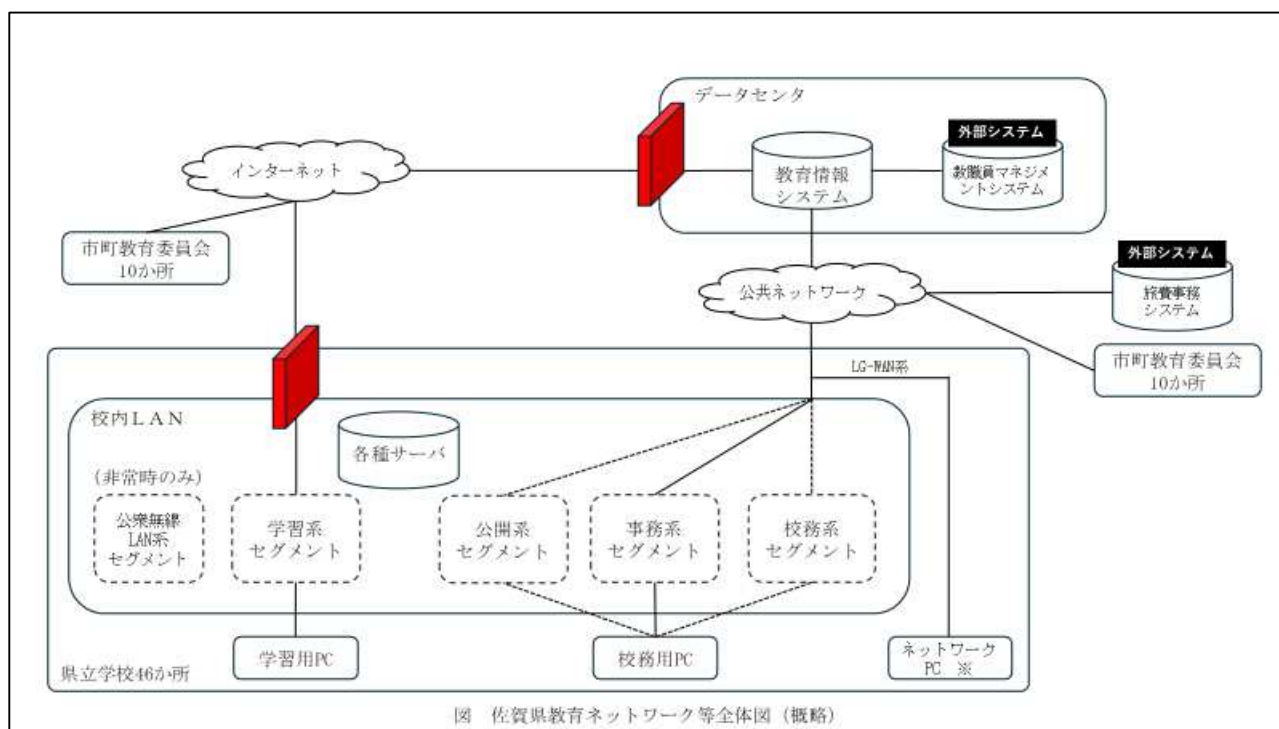


図 佐賀県教育ネットワーク等全体図（概略）

この構成において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、データ配置、システムインフラ等をすべて運用している。

また、教育委員会、学校現場における機器故障対応やセキュリティ対応等の運用保守稼働を最小化している。

なお、詳細の把握に必要な各種資料については、別途詳細資料等を閲覧する機会を設ける。

3.1.3 現行システムの利用状況

教育情報システムは、県立学校46校、20市町立小中学校での利用実績がある。システム機能別の利用状況は下記に示すとおりである。

なお、県立学校には、特別支援学校及び通信制学校も含んでいる。

(1) 校務系機能の利用状況

校務系機能は、県立学校や一部の市町立学校の教員が利用している。また、校務用端末から仮想デスクトップ（VDI）を用いて機能を利用しており、同時接続数は約2,000となっている。

なお、市町立学校の校務系機能の利用は、情報セキュリティの観点から公共ネットワークを経由してシステムに接続できる学校にのみ機能を提供している。

(2) 事務系機能の利用状況

事務系機能は、県立学校と市町立学校の教職員が利用している、利用可能者数は約9,000人である。また、県立学校と公共ネットワークに接続された市町立学校は校務用端末からブラウザ経由で事務系機能を利用しているが、公共ネットワークに接続していない市町については、インターネットから仮想デスクトップ（VDI）を用いて機能を利用している。

なお、事務系機能の利用に係る仮想デスクトップ（VDI）の同時接続数は約500となっている。

(3) 公開系機能の利用状況

公開系機能は、県立学校の教職員が利用しており、公開の利用可能者数は約2,800人であり、校務系端末から仮想デスクトップ（VDI）を用いて機能を利用している。

なお、公開系機能の利用に係る仮想デスクトップ（VDI）の同時接続数は約500となっている。

(4) 学習系機能の利用状況

学習系機能は県立学校の教員及び生徒が利用しており、利用可能者数は生徒約20,000人、教員約2,800人であり、教職員及び生徒が使用する学習系端末や電子黒板を用いて利用される。

VDI 種別	同時接続数	VDI 利用者
校務系 VDI	2,000	県立学校、公共NWに接続する市町立学校
事務系 VDI	500	教育委員会、公共NWに接続していない市町立学校
公開系 VDI	500	県立学校

第4章 次期システムが目指す姿

次期システムは、現行システムが抱える課題の解決を図りつつ、佐賀県が目指す校務DXの柱である「子ども主体の学び」「教職員の働き方改革」を実現するシステムの構築を目指す。

また、文部科学省においては、GIGAスクール構想の下での校務DXの方向性が示され、実証事業も行われているところであり、これらを踏まえたうえで次期システムの検討を行う。

4.1 佐賀県の教育DXプロジェクト

佐賀県の教育DXの目指す姿として

【誰もが いつでも どこでも 誰とでも 自分らしく 学ぶことができる子ども主体の学び】

を掲げておりこれらの実現に向けて、学びのデジタル化や校務のデジタル化、働き方改革等を推進している。

次期システムにおいては、特に【子ども主体の学び】【教職員の働き方改革】の実現について役割が期待されるところであり、本業務においては上記を踏まえた設計を行う。

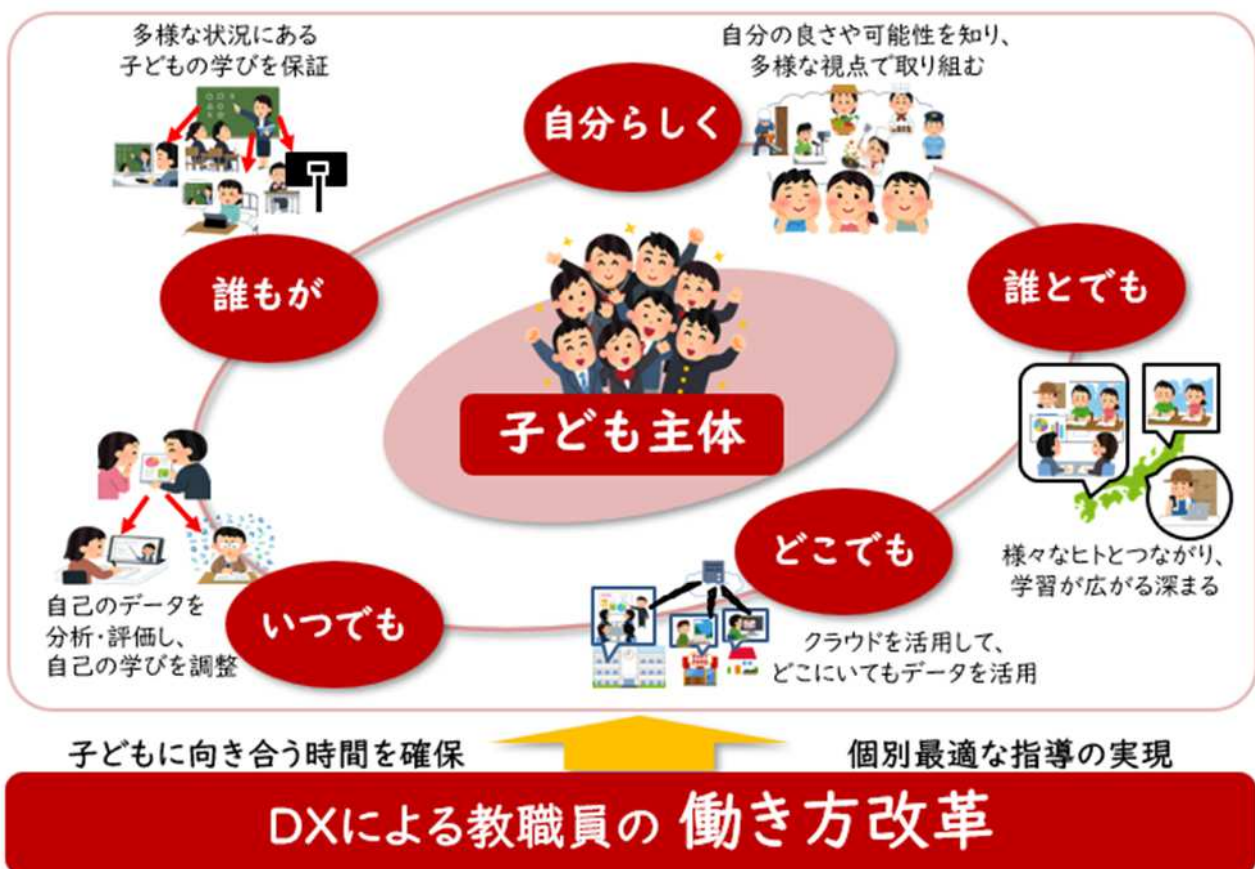


図 佐賀県の教育DXプロジェクト

4.2 国の動き・方向性

4.2.1 「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」

教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指している中で、文部科学省から現在の校務情報化の課題を踏まえ次世代の校務DXの方向性として、「校務系・学習系ネットワークの統合」「校務支援システムに期待される役割」「データ連携基盤（ダッシュボード）の創出」「情報セキュリティの確保」が示されている。

これらを実現するためクラウド上への運用の検討と一切の情報アクセスを信頼しない、いわゆるゼロトラストの考え方にに基づきセキュリティ対策を十分講じた上で設計を行うこと。

なお、教職員が使用するネットワークや端末は、児童生徒の機微情報を扱うことから、「多要素認証、SSO、通信経路の暗号化、Webフィルタリング、MDM、アンチウイルス、データ暗号化、IDS/IPS」の導入によるセキュリティの確保は必須であり、またこれ以外のセキュリティ技術についても必要に応じて導入を検討すること。

【参考サイト】

◎GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext_01385.html

4.2.2 「次世代の校務デジタル化推進実証事業」

統合型校務支援システムの整備率が全国的に向上し、教職員の校務についても効率化されつつあるが、ほとんどの自治体ではネットワーク分離により校務環境と校務外部系環境を分離しているため、校務環境にアクセスできる職員室内等からしか校務を実施できない状況となっている。

上記の状況を改善するために、以下5つの要件（一部「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」と重複）を元に次期システムの構成を検討し設計を行うこと。

- ①ネットワーク統合
- ②校務支援システムとその他システムのクラウド化
- ③教職員端末の1台化、ロケーションフリーによる校務処理
- ④ゼロトラストによるセキュリティ対策
- ⑤ダッシュボード整備・データ連携

なお、本事業については現在も実証実験中となるため、基本設計の期間も最新の情報をアップデートしつつ、上に挙げた5つの要件のメリット・デメリットも踏まえ、本県の環境に最適な構成及び運用環境を検討し設計を行うこと。

また、本事業では「①ツールの導入」「②ルールの改定・整備」「③『マインドセット・スキル』の醸成・育成」という幅広い取り組みを全体像としているため、「②ルールの改定・整備」「③『マインドセット・スキル』の醸成・育成」も踏まえた設計を行うこと。

【参考サイト】

◎次世代の校務デジタル化推進実証事業（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02603.html

4.2.3 「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」

校務のDXにあたり汎用クラウドツールの導入や会議資料のペーパーレス化、学校と保護者等間の連絡手段の原則デジタル化など望ましい取組項目を整理したチェックリストを文部科学省が作成し、公開しているため、次期システムの検討にあたってはこれを考慮した設計を行うこと。

当該チェックリストの詳細については、文部科学省の公開資料を参照すること。

【参考サイト】

- ◎教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

- ◎デジタル行財政改革会議（第3回）「教育DXに係るKPIの方向性」（内閣官房）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/kaigi3/kaigi3_siryu2.pdf

- ◎「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果の報告について（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html

4.3 次期システムのコンセプト

4.3.1 次期システムコンセプト

佐賀県が進める教育DXプロジェクト及び文部科学省が示す校務DXの方向性から、県では次期システムのコンセプトを以下のとおり設定している。

次期システムの設計にあたっては、以下の要素を踏まえ、技術面やコスト面、運用面等を総合的に評価し、県にとって最適な設計方針を定めるものとする。

【次期システムのコンセプト】

- ① 校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合による教職員端末の1台化

現行では、教員は校務用PCと学習用PCの2台の端末を持ち、用途によって使い分けている状況であるため、校務系と学習系のネットワーク統合を図り、教職員端末の1台化を実現する。

- ② 校務支援システム及び周辺システムのクラウド化

現行では、一部のシステムは学校内のサーバで稼働しており、生徒の学ぶ場所や教職員の働く場所が制限されているため、校務支援システムや周辺システムのクラウド化を実現し、場所の制限を解消する。

- ③ 教職員のテレワーク

現行では、教職員向けのテレワーク環境は整備されておらず、働く場所は学校内に制限されているため、テレワーク環境を整備し、教職員の柔軟で多様な働き方を実現する。

④ ダッシュボード機能による学習・指導の支援

現行は、校務データや学習データを可視化・分析するツールがなく、データの整理に時間を要し、また、成績情報等の有効活用できていないため、各データの可視化ツールである“ダッシュボード機能”を実装し、データ整理の省力化と、生徒や保護者、教員が各データを活用できる環境を整備する。

⑤ ゼロトラストによるセキュリティ対策

現行は、境界型セキュリティが導入されており、利便性の低下や業務の硬直化等を発生させているため、ゼロトラスト型セキュリティを導入し、セキュリティを強化と利便性の両立を図る。

4.3.2 その他次期システムで検討する機能等

次期システムにおいて導入を検討する機能等について、以下に示す。本業務において技術面やコスト面等から検討を行うこと。

なお、ダッシュボードシステムとポータルサイトについては、モックアップを作成すること。

- ・校務データと学習データの連携機能
- ・ダッシュボードシステム（教育委員会、教職員、生徒）
- ・コミュニケーションツール（Teams、Zoom、SNS等）
- ・デジタル採点システム
- ・ポータルサイト（教育委員会、教職員、事務室、生徒（eポータル）、保護者）
- ・オンライン授業配信システム
- ・教育情報サイト、学習コンテンツ（MEXCBT、学習ドリル）

また、各学校において利用している外部システムは今後も利用できるようにすること、今後接続予定のシステムは随時運用保守の範囲内で接続後利用できること。

ただし、現時点では接続条件、実施時期が明確ではないことから、要件定義・基本設計業務において整理すること。

4.3.3 次期システム構成イメージ

次期システムの構成イメージを以下に示す。

前提として、現行の教育情報システムの校務・事務・学習等の各機能、関連のツール・ソフト等は引き続きこれまでと同等に利用できること。

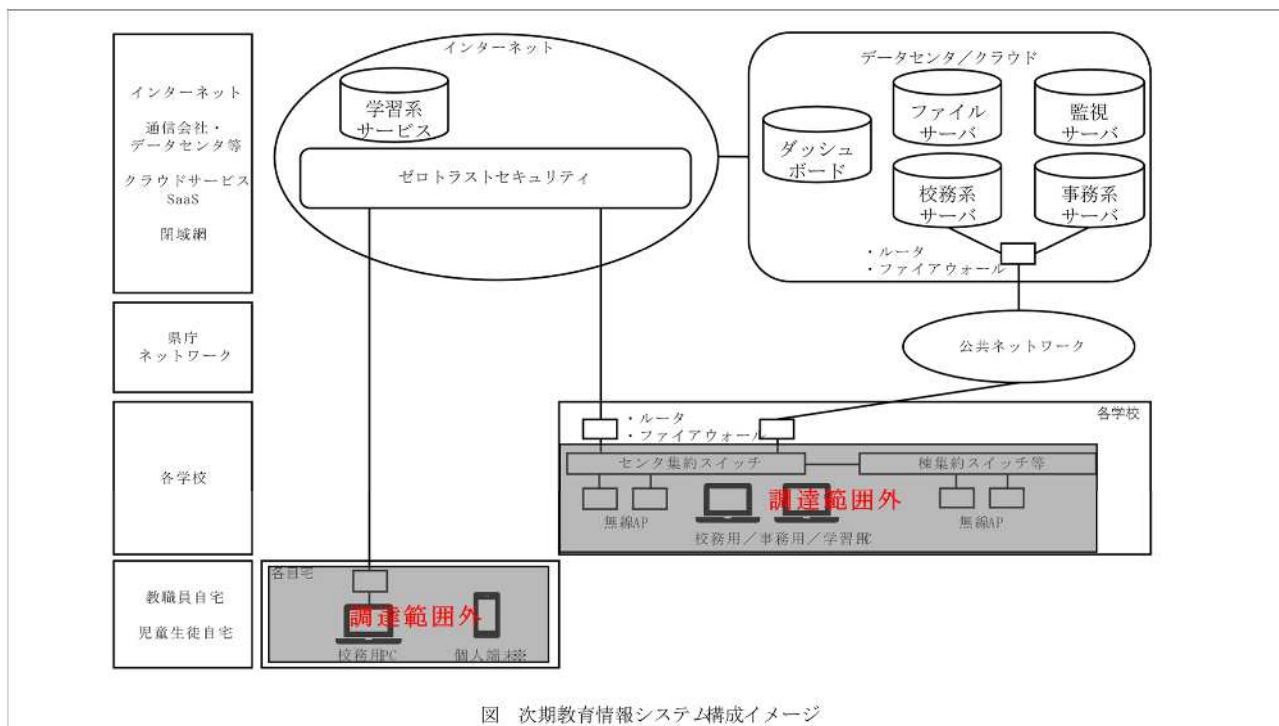
また、教育委員会の他所属のシステム（保健、サービス及び出退勤等）や知事部局のシステム（旅費等）やその他外部システム（感染症管理等）も次期システムを経由して利用できること。

これらを踏まえながら、次期システムは、システム等はクラウド上に構築し、ゼロトラストセキュリティにより端末やネットワークのセキュリティを担保したうえで、場所を問わず接続する構成を検討するものとする。

その他、次期システム構成検討において、公共ネットワークやデータセンタへの接続回線は、その利用状況が変わることから、必要帯域などの再計算が必要となる。

また、次期システムの構成においても、それぞれのシステムで警報があった際、運用保守ベンダにて警報などを取りまとめた上、事象・対処方法等の情報を迅速に教育委員会に報告するような仕組み・体制となるよう運用・保守業務のあり方を設計する必要がある。

なお、以下は現時点での構成イメージであり、本業務の検討の過程において変更となる場合はある。



4.3.4 委託対象範囲

3章で現行のシステムとして示した範囲の全て（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、データ配置、システムインフラ）を今回の業務委託の対象範囲とする。

なお、現行システムでは、教職員が生徒に関わる業務を支援するための校務支援機能や、教職員の業務を円滑にするための事務系機能、教職員や生徒が授業・学習を進める学習系機能を具備しており、これらの機能が扱う情報及び情報セキュリティの観点での重要度は異なる。

次期システム及び校内LANにおける「次期教育情報システム構成イメージ」においては、扱うべき情報を明確化して、重要度にあった情報保護策を講じるとともに、学校ごとにニーズの異なる学習系機能に対する要件を満たせるようなシステム構成にする必要がある。

また、システム運用においては、教職員への運用負荷の軽減、保守においては、システム故障時の早期復旧による学校業務への影響を軽減が必要である。

4.3.5 次期システムにおいて特に解決を要する現状の課題

教育委員会が現在捉えている解決を要する現状の課題を以下に記載する。

なお、受託者は以下課題も意識し本委託業務に取り組むこと。

方針	区分	課題	現状
			※一部の学校のみの場合あり
【子ども主体の学び (協働的な学び)】	端末	学校間の端末持ち歩き(生徒・教職員)	生徒が他県立学校のネットワークで学習用PCを利用できない。 教職員が兼務校のネットワークで校務用PCを利用できない。
	アカウント	IDの一元管理(学習系・校務系)や認証の強化・効率化	学習系と校務系でIDが異なる。他にも各ソフト別にIDがある。
	ネットワーク	ネットワークの遅延	クラウドサービス利用時にネットワークの遅延が発生
【教職員の働き方改革】	ソフト	先生間の校務・授業等の予定の見える化	ホワイトボードや管理職のみ把握
		文書管理機能の強化(ワークフロー、供覧機能等)によるペーパーレス化の推進	紙中心の供覧・決裁
		校務系による保護者との連携(出席・アンケート取得)	電話または学習系で受付
		校務系による生徒との連携(お知らせ、成績、学習状況等)	紙や学習系でお知らせ
		各機能の業務上の効果及び利用方法・手順が理解されていない	文書による周知 マニュアル等の統一的な保管場所はない
	その他	事務室職員の事務系・校務系における校務業務支援	実施できない
【その他】	運用保守	各学校単位のサーバの廃止(ファイルサーバ、AD等)	各学校のサーバ室で稼働中
		端末の年度更新作業の効率化	2週間~1カ月程度引き取って更新作業
		市町立学校や県立学校に提供する機能の再定義	各機能の利用にムラがある
		人事異動処理の効率化・高速化	1~2週間端末更新に時間を要する場合あり
		クラウドアプリ等のシステムの追加作業の簡素化	追加時に作業費用を要す場合が多い

第5章 委託業務詳細

5.1 システム要件定義

受託者は学校現場や各教育委員会等へのヒアリングを実施し、現状の把握と課題の分析を行い、システムの概念設計を経て、システムに必要な機能や要件を定義する。

各項目の検討結果として要件定義書を取りまとめること。

5.1.1 業務システム要件

次期教育情報システムにあたり以下のシステム要件を規定すること。

(1) 現行システムの概要とりまとめ

現行システムのシステム（業務）体系、業務フロー図、ハードウェア構成、ソフトウェア構成、データ連携項目等について既存ドキュメントを中心に概要を取りまとめること。

(2) 課題の整理

次期教育情報システムのあるべき姿に対して現行システムの課題及び問題点を抽出し、それを解消するための方策・進め方を整理すること。

特に、非機能要件についての課題を整理すること。

(3) 次期システム要件

次期システムにおける業務体系、業務フロー、機能要件、非機能要件等のシステム要件を整理すること。

現行システムの再利用部分については、上記(1)の現行システムの概要を利用するものとし、特に再構築・追加構築を要する部分について整理すること。

その際、佐賀県が管理するネットワークや端末等の他のシステムインフラと整合を図ること。

また、他の業務システムとの連携についても考慮すること。

5.1.2 システム方式

次期教育情報システムを実現するシステム及びネットワークに係る全容を示したうえで、業務システム（画面遷移）に係る方式について定義すること。

なお、各機器（機器群）に関する詳細については5.1.3 システムインフラ要件において記載すること。

5.1.3 システムインフラ要件

次期教育情報システムに関する以下のシステムインフラ要件を定義すること。

(1) 次期システムのインフラ構成、システム処理方式についての考え方（グラウンドデザイン）を策定すること。また、「クラウド」や「ゼロトラスト」を最大限に活用した方針とすること。更にグラウンドデザイン全体において、非機能要件についての要件を整理すること。

(2) 本システムに必要な機器類（ハードウェア・ソフトウェア及びその機器保守費）に対する要求スペックを求めること。

(3) 本システムを利用するインフラとして建物・設備要件、ネットワーク要件について整理すること。

5.1.4 データフロー要件

サーバ・端末間、サーバ・サーバ間、端末・クラウド間等の通信要件について、データフロー（データの流れ）を明示すること。特に、取り扱う情報レベルの異なるセグメント間のデータのやり取りについては、セキュリティ機能（通信の方向、フィルタ設定等）を定義すること。

5.1.5 セキュリティ要件

「佐賀県情報セキュリティ基本方針」及び「佐賀県情報セキュリティ対策基準」、「文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守して、利用者権限の設定やデータベースの暗号化等の十分なセキュリティ対策を取り入れ、システムの安全性・信頼性が担保されたセキュリティ要件を定義すること。

なお、「佐賀県情報セキュリティ対策基準」は、非公開であるため、契約締結後に受託者に限り開示する。

5.1.6 システム移行要件

次期教育情報システムに関する以下の以降要件を定義すること。

- (1) システム移行に係る方針・要件を整理すること
- (2) データ移行に係る方針・要件を整理すること
- (3) 運用保守業務の移行に係る方針・要件を整理すること
- (4) その他（ハードウェア・ソフトウェア・他システム連携部分等）の移行に係る方針・要件を整理すること
- (5) 移行対象一覧と移行方法及びスケジュールを作成すること
- (6) 移行を実施するにあたっての課題を整理すること
- (7) 移行時の体制及び役割分担について整理すること

5.1.7 運用保守要件

次期教育情報システムに関する以下の運用保守要件を定義すること

(1) 現行運用保守業務の概要

現行システムの運用保守業務の内容及びサービスレベル、契約内容等について既存ドキュメントを中心に取りまとめること。

(2) 運用課題の一覧

運用体制及び業務フロー、ツール、運用オペレーション、スキル、製品ライフサイクル等の観点から、現行システムの運用に関する課題や問題点を抽出し、その解消に向けた方策・進め方を整理すること。

なお、現行システムの機能で活用されていない機能を洗い出し、不要機能を整理すること。

(3) 次期システム運用保守要件定義

- ・ 次期システムの運用保守要件 を整理すること
- ・ SLA要件を定義すること
- ・ 現行システムを踏襲する運用保守業務については、上記(1) 現行運用保守業務の概要を利用するものとし、特に見直しや改善が必要となる部分について整理すること。

運用保守要員に求められるスキルのレベル及び最適な人員配置を規定すること。

5.1.8 研修計画

業務システム設計、システム方式設計及び各学校へのヒアリング結果、過去の調査結果を基に、教育研修の計画、研修内容及びヘルプデスク等に関する要件を定義すること。

5.1.9 その他提案

教育情報システムの更新にあたり、本要求仕様書の背景・目的から改善提案があれば、その要件を記載すること。

5.2 基本設計

受託者は要件定義の成果をもとに、システムの基本設計を行う。

また、5.1システム要件定義の結果を踏まえ、以下の項目に沿って基本設計を行うこと。

なお、基本設計については、ゼロトラストソリューションを提供するメーカー又は事業者から機能実現性の確認をとること。

各項目の検討結果として基本設計書を取りまとめること。

5.2.1 業務システム設計

次期システムに関する設計においては、新システム(業務)体系・新機能要件・新業務フロー、現行システムの課題等の整理を図った新システム要件を基として、基本設計を行うこと。その際、佐賀県が管理するネットワーク、端末等、他のシステムインフラと整合するよう考慮すること。また、他の業務システムとの連携についても考慮すること。

5.2.2 システム方式及びインフラ設計

次期システムの必要要件を実現するシステムや提供環境、ネットワークに関する全体の構成イメージ及び業務システムに関する設計を行うこと。

なお、設計は複数のシステム構成(オンプレミス、クラウド等)を検討することとし、各パターンについて概算費用の積算も併せて行うこと。

5.2.3 データフロー設計

サーバ・端末間、サーバ・サーバ間、端末・クラウド間等の通信要件について、データフロー(データの流れ)を明示すること。

5.2.4 セキュリティ設計

「佐賀県情報セキュリティ基本方針」及び「佐賀県情報セキュリティ対策基準」、「文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守して、利用者権限の設定やデータベースの暗号化等の十分なセキュリティ対策を取り入れ、システムの安全性・信頼性が確保されたセキュリティ要件の設計を行うこと。

なお、「佐賀県情報セキュリティ対策基準」は、非公開であるため、契約締結後に受託者に限り開示する。

5.2.5 システム移行概要設計

システム要件及びシステムインフラ要件等を踏まえ、システム移行における移行ステップ及び移行スケジュール・体制等の設計を行うこと。

なお、移行に関する設計を行う際は、以下の項目に留意して設計を行うこと。

- ・ システム移行要件定義において方針・要件を整理したシステム（アプリケーションプログラム、サービス利用、ハードウェア設置切り替え等）移行に係る設計を行うこと
- ・ データに関する移行について設計をすること
- ・ 運用・保守業務に関する移行設計をすること
- ・ その他（ハードウェア・ソフトウェア・他システム連携部分等）に関する移行設計を行うこと

5.2.6 運用保守概要設計

システム要件及びシステムインフラ要件等での検討結果を踏まえ、運用保守の考え方やサービスレベル、運用保守体制等の設計を行うこと。

なお、運用保守に関する設計を行う際は、以下の項目に留意して設計を行うこと。

- ・ 次期システム運用保守要件定義を基に、定義されたSLAを満たすよう運用保守概要設計をすること
- ・ 次期システム運用保守概要設計書においては、スキルのレベル及び最適な人員配置を盛り込むこと
- ・ システム運用においては、システム構成管理、システム障害対応（一次切り分け）、システム稼働監視、ログ管理、システム保守においては、ソフトウェア改修、ソフトウェア構成管理、バージョンアップ・パッチ適用、システム復旧、障害等原因調査（運用で一次切り分け実施後の対応）等についての概要設計をすること

5.2.7 研修計画設計

業務システム設計やシステム方式設計、各学校等へのヒアリング結果、過去の調査結果を基に、教育研修内容及びヘルプデスク等に関する設計を行うこと。

なお、研修に係る費用が発生する場合は、費用積算を実施すること。

5.2.8 その他提案

教育情報システムの更新に係る背景や目的、要求仕様などから受託者としてより良い提案が可能であれば、佐賀県に提示すること。

5.3 その他委託業務

5.3.1 見積の作成

次期システムの詳細設計、開発、移行及び運用保守等に係る費用を積算すること。5.2.2システム方式及びインフラ設計に示すとおり、本業務では次期システムの構成を複数パターン検討することとしているため、それぞれのパターンについて費用を見積ること。また、費用の内訳を示すこと。

なお、見積は中間報告までに費用の大枠（概算見積）を示し、完了報告時には精査した見積を提出すること。

また、見積は本システムのライフサイクル全体を通じて必要な費用をすべて算定すること。

5.3.2 次期システム詳細設計・開発及び運用保守仕様案の作成

5.1システム要件定義及び5.2基本設計の成果を踏まえ、次期システムの詳細設計・開発及び運用保守に係る調達仕様案を作成すること。

仕様の範囲の詳細については県と協議の上、定める。

5.4 本業務において特に注力する項目

本業務の実施にあたり特に注力する項目については以下のとおりである。

5.4.1 ステークホルダへのヒアリング

次期システムの設計にあたり、受託者は以下のステークホルダに対してヒアリングを実施すること。ヒアリング項目については受託者が主体的に提案後、県と協議のうえ決定する。

(1) 国（文部科学省）の動向に関する調査

国が示す「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」「次世代の校務デジタル化実証事業」など、次期システムの設計にあたり重要となる項目について、国の動向を調査し取りまとめること。

(2) 佐賀県立学校へのヒアリング

県立学校（管理職・教員・事務職員等）に対しヒアリングを行い、現行システムの課題及びその原因を明確化し、課題の解決案を取りまとめること。併せて、次期システムへの要望についてもヒアリングを行い、取りまとめること。

ヒアリングを行う県立学校は県と協議のうえ決定するが、現時点では以下を想定している。

なお、ヒアリングを実施しない学校の意見を取り込むため、課題や要望に関するアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。

【ヒアリング対象】各学科1校を選定し、2回程度のヒアリングを想定している。

（普通高校、工業高校、商業高校、農業高校、総合学科高校
県立中学校、特別支援学校、通信制学校

(3) 市町教育委員会へのヒアリング

県内20市町の教育委員会に対しヒアリングを行い、市町教育委員会及び市町立学校における現行システムの利用状況や課題、要望等について取りまとめること。

(4) 導入事例に関するヒアリング

文部科学省が示す「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」に沿ったフルクラウドやゼロトラストの導入事例について自治体やベンダを調査し、その導入効果（メリット、デメリット、課題等）について取りまとめること。

(5) 県教育委員会の各所属へのヒアリング

県教育委員会の各所属へのヒアリングを行い現行システムの課題及びその原因を明確化し、課題の解決策を取りまとめること。併せて、次期システムへの要望や外部システム等の接続要望・予定等についてもヒアリングを行い、取りまとめること。

5.4.2 製品選定

次期システムにおいて採用する校務支援システムやゼロトラストセキュリティ製品は、機能性やコスト等について様々な製品を比較検討したうえで決定する。

次期システムの構成を検討するための製品選定にあたっては、メーカーからのプレゼンテーションやデモンストレーション環境による操作説明などを受託者が手配し、県や教職員が製品を評価するための判断材料を提供すること。また、製品単体の判断材料に加え、構成全体の判断できるようにすること。

判断材料は、優位性（メリット・デメリット）、コスト、機能の充足、RASIS、ユーザビリティ、拡張性、経済性、性能（処理速度）等から県が判断できるように整理し、提供すること。

なお、以下に製品の候補を例示するが、県から他の製品（校務支援システム、ゼロトラストセキュリティ以外も含む）を比較検討するよう要望があった場合は当該製品も検討すること。また、この他に受託者が推奨する製品があれば比較検討の対象としてよい。

(1) 校務支援システム

- ア 現行校務支援システム（株式会社オーイーシー）
- イ EDUCOMマネージャーC4th（株式会社EDUCOM）
- ウ School Engine（株式会社システムディ）

(2) ゼロトラストセキュリティ

- ア Prisma Access（パロアルトネットワークス）
- イ Secure Access（シスコシステムズ合同会社）
- ウ Microsoft A5（マイクロソフト）

5.4.3 ネットワークアセスメント

県立学校の現行ネットワークについてアセスメントを行い、結果を踏まえた最適な設計を行うこと。

評価項目及び実施方法については提案することとするが、次については実施内容に含めることとする。

・ IPoE回線の実証

現在、県立学校には1Gbpsベストエフォート型（PPPoE方式）のインターネット回線を1本整備しており、学習系の通信は学校から直接インターネットに流れる構成となっている。

この回線について性能の妥当性を評価するとともに、IPoE方式の回線を試験的に導入し実証すること。

・ ファイアウォールの比較検討

県立学校に設置しているファイアウォールについて性能の妥当性を評価するとともに、試験的に上位機種を導入し実証すること。

アセスメントの結果明らかとなった原因や問題点に対して、応急策及び恒久策を報告すること。

なお、応急策については、本業務内で実施可能なものは実施することとする。

アセスメントの対象校及び実施時期については県と協議のうえ決定するが、以下を想定している。

一方で、結果報告時は、対象校以外にも同じ原因が考えられるか判断するためアンケートを実施すること。また、応急策や恒久策が同様に有効かどうかについて検討し報告書に記載することとする。

また、現時点で学校現場から挙げられているネットワークに関する課題については以下のとおりである。

【ネットワークアセスメント想定】 対象校：3校 実施時期：令和6年6月～9月

【県立学校のネットワークに関する課題】

- ・ 複数の端末（1クラス、1学年 等）で一斉にクラウドサービスを利用する場合に、接続できない、ログインできないといった症状が発生する場合がある。
- ・ web会議中に映像や音声途切れる場合がある。

【参考】

◎ 令和5年度補正予算のネットワークアセスメント実施促進事業（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20231129-ope_dev03-2.pdf

ネットワークアセスメント実施促進事業

令和5年度補正予算額
23億円

現状・課題

- GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消し、1人1台端末の活用をさらに進めていく必要がある。取組の最大の阻害要因の一つはネットワークの遅延や不具合である。
- 今後、デジタル教科書の導入、全国学力・学習状況調査のCBT化、充実の一途をたどる動画教材やクラウドベースでのデジタル教材の十全な活用、クラウドベースの次世代型校務システムの導入を進め、教育DXを加速させる上でも、通信ネットワーク環境の問題は致命的。
- このため、全国的にネットワーク診断（アセスメント）を推進し、必要な改善を早急に戻ることが重要。

事業内容

【事業スキーム】

都道府県、市町村等が、民間事業に委託するネットワークアセスメント実施に要する費用の一部を国が補助する。

実施主体	都道府県、市町村
補助割合	3分の1
補助上限*	1,000千円/校

※補助対象となる事業費の上限。交付される補助金の上限は333千円/校。

○都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を要件とする。

○GIGAスクール運営支援センター整備事業と一体的に事業実施することも可能。なお、ネットワークアセスメント実施促進事業のみを実施することも可能。

ネットワークアセスメントについて

ネットワークアセスメントとは、現状のネットワークを分析・診断することで、ネットワーク環境の現状を把握するとともに、課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするもの。

ネットワークアセスメントの例

- ・ ネットワーク測定（通信量やセッション数を測定）
- ・ ネットワーク構成調査（ネットワークの構成や機器の設定の調査）
- ・ スループット・レイテンシー調査（通信速度や通信遅延の調査）
- ・ 無線調査（無線の電波干渉の有無やカバーエリアの調査）

●自治体等で発生した不具合事例（令和4年度文科省調べ）

動画視聴時に、映像の乱れが発生したり、クラスで一斉にオンライン教材などを利用する際、一部の児童生徒が教材に接続できない状況が発生する。

動画視聴時

授業時

学校のネットワークが遅くなる原因の解決・対処方法

主な現象	原因	解決・対処方法の例
特定のサイトやアプリにアクセスできない場合がある。	A 機器・ネットワークの設定	端末や集約センター等での設定（IPアドレス、ポート番号）を確認する。
校内や教室内で接続に遅延がある。	B サイボウの制約	一斉に特定のサイトに接続するよう設定を調整する。 サイボウで制限を上げ、 業務時間内でアクセスを分散させる。
OSのアップデートやアプリの更新によりネットワークに接続しなくなる。	C 機器の配置、状態	ループ状態になっていないか、機器間の電圧干渉がないかなどを確認を行う。 アクセスポイントの配置を再見直し・調整する。
個別サイトに一斉にログインを行うと、ログインできないことがある。	D 機器の性能	必要に応じて、ポータルサイトとなるファイアウォールやプロキシサーバ等をバイパスする。 十分な処理能力の機器に交換する。 通信事業者（回線やISP）によるネットワーク切り替え・対策を行う。 利用人数・通信量に合わせた契約に切り替える。
大型端末設置等への接続が滞る。	E 通信の輻輳（輻射・増速）	輻射IPから固定IPの契約に変更する。 より高性能な通信事業者のメニューへ変更する。 接続遅延を通知する。 他の通信事業者に変更する。 学校から直接接続にする。
特定の人数を超えて一斉に端末を利用するとネットワークに接続することができなくなり、接続しなくなる場合がある。		
特定の時間帯に、いずれの端末からもインターネットに接続しなくなる。		

「GIGAスクール構想の実現に向けた 校内通信ネットワーク環境等の状況について」（令和3年8月文部科学省）
（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

第6章 本業務の遂行に関する要件

6.1 プロジェクト管理

6.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) 等、世界的に標準手法として認知されているプロジェクト管理方法を用いること。

6.1.2 プロジェクト基礎データの収集方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法や報告方法について県と合意のうえ収集すること。県に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

6.2 プロジェクト体制及び要因に関する要件

6.2.1 委託事業者の要件

本業務の受託者は以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 本業務を受託するにあたっては、以下の資格を持つ技術者等を擁する事業者であること。
 - ・ メガクラウド (Azure、AWS、GCP等) に関連する資格
 - ・ シスコシステムズが認定するCCNPまたは独立行政法人情報処理推進機構認定するネットワークスペシャリストまたは同等以上の資格
 - ・ 情報処理推進機構が認定する情報処理安全確保支援士または同等以上の資格
 - ・ プロジェクトマネジメント協会が認定するPMPまたは独立行政法人情報処理推進機構が認定するプロジェクトマネージャまたは同等以上の資格
- (2) 都道府県規模の校務支援システムや教育ネットワークの設計又は構築をした実績があること。
- (3) 本業務を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q 27001のいずれかに関する情報セキュリティに係る規格を競争入札参加資格確認申請書提出時点で取得していること。

6.2.2 プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。外部組織や協力会社等が存在する場合は、その関係や役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。プロジェクト開始後は早期にステークホルダを洗い出し、連絡体制（窓口担当者連絡先まで）を確定すること。

6.2.3 要員計画

本業務を遂行するために、プロジェクトマネージャを1人割り当てること。

また、プロジェクト要員を計画し、要員の情報(プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報)を明確にすること。要員に変更がある場合は定例会等で情報共有をすること。

なお、プロジェクト要員のうち、本業務の遂行において主導的役割※を担う予定の者（プロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダー等）については、専任とする。

※ 主導的役割・・・プロジェクトを円滑に進めるための現場管理を行うほか、県との窓口として要望管理や課題管理・解決、各種打合せ等を主導する

6.2.4 組織管理・コミュニケーション管理・課題管理方法

本業務におけるプロジェクト体制や連絡体制、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法について事前に県の承認を得ること。

また、プロジェクトの実施にあたり、各フェーズ毎に課題管理・変更管理を実施することとし、課題の完了や要件や機能の変更は都度県の承認を得ること。

6.3 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務の実施にあたり、県と行う打合せや報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

6.4 成果報告

次のとおり本事業の進捗及び成果を取りまとめて報告を行うこと。実施時期の詳細については、県と協議のうえ決定する。

(1) 中間報告

業務の進捗について令和6年8～9月を目途に中間報告を行うこと。報告項目は県と協議のうえ決定するが、5.2.2システム方式及びインフラ設計に示すとおり、次期システムの構成及びその概算費用を複数パターン作成し、報告すること。

(2) 完了報告

業務の結果について取りまとめ、令和6年12月を目途に完了報告を行うこと。

6.5 本委託業務の納品物

6.5.1 納品物の内容

以下に記すものについては、県が示す期限までに納品すること。

表 納品物一覧

納品物	内容
システム要件定義書	次期システム体系、機能要件、非機能要件等
システム基本設計書	機能構造図、画面一覧、帳票一覧、バッチ一覧 等
ネットワークアセスメント報告書	アセスメント報告書及びアンケート結果
モックアップ	ダッシュボードシステム、ポータルサイト
次期システム概算見積書	詳細設計、開発、運用保守(5年)等に係る費用
会議資料	会議資料、打合せ議事録 等
プロジェクト管理資料	プロジェクト計画書、変更管理表、課題管理表、スケジュール 等
次期システム調達仕様書	詳細設計、開発、移行、運用保守 等

6.5.2 形式等

書類(紙媒体)は、A4 判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のものを2部提出すること。

書類(電子媒体)は、CD-R 又は、DVD-R により1部提出すること(ファイルフォーマットは、Microsoft Office、Microsoft Project、Microsoft Visio に対応できるデータ形式)。

6.5.3 納品場所

県が指定する場所に納品すること。

第7章 提案書作成要領

7.1 提案書に関する要求事項

提案書に関する要求事項は、次のとおりとする。

7.1.1 提案書の記述に対する要求事項

提案書の内容は、本仕様書で示す事項の全てを満たすことを求めているので、全ての事項に対応した記述をすること。また、記述内容に不備がないよう留意すること。

本仕様書で示す提案事項は、本事業の目標達成に寄与するべく、より優れた提案を求めているものであり、提案内容の性能、技術、ノウハウ、工程等について明確に記述するとともに、具体的根拠を明確に示すこと。

7.1.2 提案書の形式

提案書の様式は A4 半用紙に縦書き又は横書きとし、製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向や用紙サイズ、記述方向等を一部変更することは差し支えない。

また、提案書の根拠資料については、提案書の末尾にまとめること。

提案書の提出部数等は以下のとおりとする。

- ・ 紙媒体 7部
- ・ 紙ベースと同一内容の電子データ (CD-R 又は DVD-R) 1枚
(電子データは word、Excel、PowerPoint で作成されたものとする)

7.2 提案書の構成及び記載事項

提案書の記述は、以下の項目の順番と内容に沿った構成とし、「項番」を記載のうえ作成すること。提案に当たっては、本仕様書に示す要件等を踏まえ、根拠を明示し、具体的に記述すること。

(1) 入札参加者の実績に関する提案 (仕様書第6章 関連)

入札参加者が有する校務支援システム等の設計や構築実績について説明すること。

(2) プロジェクト体制や要員の資格・実績に関する提案 (仕様書第6章 関連)

本業務の実施体制や要員が有する資格や実績について説明すること。

なお、プロジェクト要員の資格や実績を証明する資料を提案書の末尾に添付すること。

(3) 次期システムに関する提案 (仕様書第4章 関連)

次期システム全体構成について現時点での考えを対象範囲に沿って提案すること。全体構成はいくつかのパターンを準備しても構わないがその場合は、第一案がわかるように説明すること。

加えて、これらを要件定義、基本設計等するための見積について説明すること。

さらに、構築した場合のライフサイクルコストを含めた構築費 (イニシャル)・運用保守費 (ランニング5年) の概算見積書を提出すること。

(4) システムの要件に関する提案(仕様書第4章 関連)

① 次期システムの機能要件に関する提案

現行のシステムからどのように変化させて、実現するののかの具体的な考え、実現手順・方策等を記述すること。

② 次期システムの非機能要件に関する提案

信頼性、セキュリティ、可用性、拡張性、サービスレベル等、現在実現している非機能要件に対し、どのように変化・向上させて次期システムを実現するののかの具体的な考え、実現手順・方策等を記述すること。

(5) ネットワークアセスメントに関する提案(仕様書第5章 関連)

県立学校のネットワークアセスメントについて、評価の観点や実施内容について提案すること。

(6) ヒアリング及び製品選定に関する提案(仕様書第5章 関連)

ヒアリング及び製品選定について提案すること。要求事項について、どのように実現するののかの具体的な考え、実現手順を記述すること。

(7) 県内 IT 産業への貢献に関する提案(その他)

県内の IT 技術や情報産業への具体的な貢献内容及び実現方法を提案すること。

7.3 プレゼンテーションについて

提案書の内容について入札参加者によるプレゼンテーションを行うこととし、内容を審査する。

プレゼンテーションは提案書の内容に関する説明や補足を主な目的として実施するものであるため、提出された提案書等を用いて行うものとするが、別途、説明資料(PowerPoint 等)を作成し、説明に用いることは差し支えない。

プレゼンテーションの開催方法は Web 会議形式とし、日時については別途通知する。

なお、プレゼンテーションは本業務の遂行において主導的役割を担う予定の者(プロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダー等)が行うこととする。

プレゼンテーション (30分) 質疑応答 (20分)

第8章 その他

8.1 業務の再委託

本委託業務を再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部についてあらかじめ県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

8.2 知的財産権の帰属等

知的財産等については、委託契約書による。

8.3 機密保持

(1) 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの
- ・取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・佐賀県から秘密でないと指定されたもの
- ・第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの

(2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。

(3) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

(4) 受託者は、本業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る佐賀県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

8.4 情報セキュリティに関する受託者の責任

8.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、別添の「佐賀県情報セキュリティ基本方針」及び「佐賀県情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。

なお、個人情報の扱いについては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

8.5 履行内容の不適合に係る担保責任

検収後1年間において、納入成果物に仕様書等に適合しないがあることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

8.6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

8.7 応札条件

本調達における入札説明書に示す「入札参加者の資格に関する事項」を参照すること。

なお、県内のIT人材育成の観点から、本調達の実施にあたって、受託者は下記のいずれかであることが望ましい。

- ・ 県内IT企業
- ・ 県内IT企業を含めた共同企業体
- ・ 県内IT企業を再委託先とする企業

※ 県内IT企業：県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者、又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上（うちSE数が30人以上）の者

8.8 その他

- (1) 本委託業務を履行するために必要な備品、消耗品等は受託者で負担すること。
- (2) 本仕様書等に定めがない事項又は疑義のある事項については、県と協議を行い、業務を遂行すること。
- (3) 本委託業務によって生じる成果品は、県に帰属する。
- (4) 契約変更を必要とするときや業務の実施方法、その他本仕様書に記載のない事項については県と別途協議すること。
- (5) 本委託業務の全部若しくは一部を解除し又は契約期間が終了した場合は、受託者は当該業務を県が継続して遂行できるよう必要な措置を講じるとともに、引き継ぐ事業者への移行を支援すること。
- (6) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害発生時における本業務の実施については、県と協議を行うこと。